

小竹町農業委員会臨時総会議事録

1 開催日時 令和5年2月27日(月曜日) 午前9時00分開会
午前9時43分閉会

2 開催場所 小竹町役場別棟 1階 103・104会議室

3 出席委員(7人)

会長	1番	川村 光一
会長職務代理者	2番	田中 善範
委員	3番	山本 芳久
	5番	本松 雄一郎
	6番	西本 敏治

欠席

4番	古森 憲
7番	石川 壽治

4 議事日程

第1 議案第86号 農地法第3条の規定による許可申請について

5 事務局職員

事務局長	山代 純子
書記	松尾 政利
書記	今村 貴史

6 議事の経過

会長 これより、小竹町農業委員会臨時総会を開会いたします。

本日の議題について、事務局説明をお願いします。

事務局 本日委員各位にお集まりいただきましたのは、2月10日の第30回総会において議題に挙がりました、議案第86号農地法第3条の規定による許可申請について評決していただいた結果についてです。

10日の総会では「地元の農地保全協議会と申請者が、今後の営農計画、地元の農地の維持管理の参画について協議して欲しい旨の意見書を申請者に出す」との結論になりましたので、その旨を申請者に事務局からお伝えし、意見書を受理

してもらおうべく、申請者の代理人に役場までお越しいただきました。

そこで申請者の代理人からの御意見を伺うと「協議して欲しいと言うが、私は話し合いの場を設けようとして、[]地区の農家各位の御自宅に訪問してその旨を伝えようとしてしました。しかし、一部の農家は、電話にて『話すことはありません』と言われ、話し合いの機会に応じてくださらなかった。ですので、このような意見書を出されてもまた同じことの繰り返しになるので、この意見書を受け取ることは出来ません。」との御返答をいただきました。

その後、申請者御本人からも「自分たちは何ら違法行為も犯していないのに、どうしてこのような扱いを受けなければならないのか。私は農業が目的でこの農地を取得したいだけです。」との御連絡をいただきました。

これらの返答を川村会長にお伝えしたところ「緊急で総会を開き、もう一度この件について協議を行おう」との御提案がありましたので、本日委員各位にお集まりいただきました。

なお、話し合いの場については、申請者代理人には事務局にて場を設ける際は御出席いただけないか御相談をしたところ、御承諾はいただいたのですが、[]地区側の農地保全協議会については、本松委員を通して御出席の打診をしましたところ、出席はできないという旨の御返答をいただいています。

本松委員 今後、[]地区で農作業を行っていこうと思われているのであれば、一度は断られたかもしれないが、もう少し自身で努力していただきたいと思います。

田中委員 農地保全協議会は、何をもって話し合いを拒んでいるのか。

本松委員 最初にこの話を持ってきたやり方に不満を持っておられるみたいです。先ずは地主さんが現在の借り手に土地を手放す旨の話をするのが通例なのですが、それもなくいきなり手放すので地主が変わります、と伝えられた。そこが問題みたいです。今後の水路の管理について申請者はどう考えているのか。

会長 []地区から申請者に伝えることはできないのか。

西村委員 []地区も人が少なくなってきたと思われる。[]地区のように組合長から伝える等になるのでは。

田中委員 3条の申請が出ている以上、農業委員会としては申請者に水利の管理をどう意識しているか確認しても良いと思われる。そうなれば最終的には地元との協議になる。

会長 申請者は管理の作業を行う旨の返事はしているのか。

本松委員 申請者は、行うという旨の返事はしています。

会長 管理の作業とはどういうものであるか、申請者に説明できないものか。

本松委員 申請者が聞こうとしない。自分で地権者に話を通して自分でどんどん話を進めていくので、話もできない。[]氏にも、申請者が今後も農地を[]氏に貸し続けますと話したところ、それでは農地法に違反するのでは、というのが[]氏の意見です。そもそも、申請者は直轄農協に入っているのか？

西本委員 入っています。

本松委員 []地区の水利費はどうやって集めていますか？

西本委員 役員が集めています。

会長 現在の■■■■地区は、現在何人なのか？

本松委員 地元の農家が3名、町外から2名です。

今回の申請者の購入については、最終的には認めなければいけないとは思いますが、その後どうやって地元と連携していくかが疑問です。その連携のための仲介は私には出来ません。

事務局 そもそも今回の3条の申請でも、記載事項に「地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めます。」という旨の記載をいただいています。

本松委員 記載ではそうありますが、現状では■■■■氏と連携が取れていません。

事務局 意見書についての申請者の言い分は「話に行ったけれど取り合ってもらえなかった。連携についてはそもそも3条の申請時に記載している。」とのことです。

本松委員 取り合ってもらえなかったにしても、そこは努力して欲しい。

西本委員 お互いの意見が凝り固まっている気がしますね。

本松委員 そもそも農業をしたいから購入するのですから、それなら無理に購入しようとしなくても、貸借でも良いのではないのでしょうか。

田中委員 それは難しいと思います。現所有者は手放す意思があるのでしょうかし、その意思を受けて申請者は購入しようとしているのですから。申請書に条件として記載している以上、委員会としては一度認めて、条件はきちんと守ってくださいと念押しした上で許可を出すべきだと思います。

事務局 3条の許可書は、申請した内容を遵守する上での許可書になります。

本松委員 破った場合は？

会長 基本的には遵守を求める形になると思います。

事務局 破るという行為は、申請内容にあった地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に不参加し続けたといった行為になります。それについては申請者と話を私が行ったところ、破るつもりはないと話していました。

本松委員 申請者も高齢だと思いますが、あと何年耕作が出来るのかも不安です。

田中委員 しかし、年齢を理由に許可を出さないことはできないと思います。

山本委員 申請者も■■■■氏も、両方とも「戦おう」という意思で法を解釈して互いの主張をしていますので、両者には誤解の無いよう今回の申請結果の経緯を説明しないといけません。

許可については、農業委員としてこの場で出した決定は揺らいではいけないと思います。農業をしたいという人には、できるだけ協力してあげたいという姿勢は委員会として持つべきだと思います。

会長 実施する前から「できないと思われる」と判断することはできないので、本人が実施すると明記している以上はそれを信じるべきだと思います。

西本委員 実際のところは、それしか解釈の方法は無いと思います。

本松委員 もし、これが裁判まで発展した場合は、費用はどうなるのでしょうか。

事務局 詳しいことは、調べないと分かりませんが、民事の裁判でしたら、敗訴した側が裁判費用を負担することになります。

田中委員 費用について等も、町で雇用している弁護士に相談してみてください。

事務局 分かりました。

会長 では、その形で許可を出す形で進めていきましょう。これにて総会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、2月27日開催の臨時総会の顛末に相違ないことを証明するため、議長及び署名委員が署名する。

令和5年2月27日

議長 川村 光一

署名人

2番 田中 善範

3番 山本 芳久